

令和 8 年 3 月 5 日
総務部 総務課

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の 一部を改正する条例について

1 改正の理由

特別職報酬等審議会の答申及び社会情勢を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改定の概要

(1) 報酬等の額

① 区議会議員

(単位：円)

職名	現行月額	改定後月額	差額
議長	924,000	959,000	35,000
副議長	796,000	826,000	30,000
委員長	671,000	696,000	25,000
副委員長	639,000	663,000	24,000
議員	610,000	633,000	23,000

② 行政委員会の委員

(単位：円)

職名	現行月額	改定後月額	差額
教育委員会委員	231,000	239,000	8,000
選挙管理委員会委員長	289,000	299,000	10,000
選挙管理委員会委員	231,000	239,000	8,000

③ 区長及び副区長

(単位：円)

職名	現行月額	改定後月額	差額
区長	1,157,000	1,200,000	43,000
副区長	924,000	959,000	35,000

④ 監査委員

(単位：円)

職名	現行月額	改定後月額	差額
常勤監査委員	637,000	661,000	24,000
非常勤監査委員	289,000	299,000	10,000
議員選出監査委員	145,000	150,000	5,000

⑤ 教育長

(単位：円)

職名	現行月額	改定後月額	差額
教育長	809,000	839,000	30,000

(2) 期末手当月数

現行 3.66月 → 改定後 3.71月 (0.05月増)

3 改定時期

令和8年4月1日

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																								
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の<u>183</u>(以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額に、前項の基準日以前6月以内の期間(以下本条において「基準期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の<u>185.5</u>(以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額に、前項の基準日以前6月以内の期間(以下本条において「基準期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																								
(略)	(略)																								
<p>3～10 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>3～10 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 70%;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">924,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">796,000円</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">671,000円</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td style="text-align: right;">639,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">610,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	924,000円	副議長	796,000円	委員長	671,000円	副委員長	639,000円	議員	610,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 70%;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;">959,000円</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;">826,000円</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;">696,000円</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td style="text-align: right;">663,000円</td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">633,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	959,000円	副議長	826,000円	委員長	696,000円	副委員長	663,000円	議員	633,000円
職名	議員報酬月額																								
議長	924,000円																								
副議長	796,000円																								
委員長	671,000円																								
副委員長	639,000円																								
議員	610,000円																								
職名	議員報酬月額																								
議長	959,000円																								
副議長	826,000円																								
委員長	696,000円																								
副委員長	663,000円																								
議員	633,000円																								
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>																								

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
本則 (略)			本則 (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
区分	月額日額の別	報酬の額	区分	月額日額の別	報酬の額
教育委員会委員	月額	231,000円	教育委員会委員	月額	239,000円
選挙管理委員会	委員長	289,000円	選挙管理委員会	委員長	299,000円
	委員	231,000円		委員	239,000円
	(略)			(略)	
			<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>		

江東区長及び副区長の給料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案												
<p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の183</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (支給方法等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の185.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td><u>1,157,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td><u>924,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,157,000円</u>	副区長	<u>924,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td><u>1,200,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td><u>959,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	<u>1,200,000円</u>	副区長	<u>959,000円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,157,000円</u>												
副区長	<u>924,000円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,200,000円</u>												
副区長	<u>959,000円</u>												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>													

江東区監査委員の給与等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、月額<u>63万7,000円</u>とする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額<u>28万9,000円</u>とする。</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額<u>14万5,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料及び報酬)</p> <p>第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの(以下「常勤の監査委員」という。)の給料の額は、月額<u>66万1,000円</u>とする。</p> <p>2 識見を有する者のうちから選任された監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額<u>29万9,000円</u>とする。</p> <p>3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額<u>15万円</u>とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>80万9,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>83万9,000円</u>とする。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>